

齒科保健課

1. 歯科口腔保健施策について

厚生労働省では、平成元年から 80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことを目標とした 8020（ハチマル・ニイマル）運動を推進しており、その成果として 8020 達成者の増加や学童期のむし歯有病者率の減少など、国民の歯及び口腔の健康状態が改善されてきているところである。

また、歯・口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、平成 23 年 8 月には「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布・施行され、この法律に基づき、平成 24 年 7 月に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）を策定した。平成 30 年 9 月に中間評価報告書の取りまとめが行われ、令和元年 11 月に「基本的事項」の目標値等の一部見直しを行い、ライフステージごとの特性を踏まえつつ、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健施策の展開を関係部局と部局横断的な連携を図りながら推進している。

（1）歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の最終評価

基本的事項の最終評価について、健康日本 21（第二次）の目標と重複している項目もあるため、健康日本 21（第二次）の最終評価と連携を図りながら、取りまとめを令和 4 年の夏頃、次期「基本的事項」の公表を令和 5 年の春頃を目途に行う予定である。また、「基本的事項」の目標・計画の期間については、自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を運用するため、健康日本 21（第二次）と同様に医療費適正化計画等の計画期間と一致させることから 1 年間延長し、令和 5 年度には都道府県において基本的事項を策定する期間を設け、令和 6 年度から次期「基本的事項」を適用することとする。【PI 歯 3】

（2）歯科疾患実態調査

この調査は、全国的な規模で国民の歯の健康状態や歯科疾患等の現状を調査することを目的とした一般統計調査であり、昭和 32 年から 6 年に 1 度実施していたが、平成 28 年から調査周期を 5 年とし 8020 達成者の把握等、歯科保健医療対策の検討や今後の施策の推進に広く活用している。令和 3 年度の歯科疾患実態調査では、地域間における健康格差を評価する観点から、国民健康・栄養調査（拡大調査）と同じ 475 地区に拡大して実施する予定としているので、対象となる地区の自治体には御協力をお願いする。また、基本的事項及び健康日本 21（第二次）において設定した目標の最終評価に向けて、国民健康・栄養調査と同時期に実施する予定であり、7 月の国民健康・栄養調査担当者会議と同時に説明会を行うことを予定しているので、担当者の御出席をお願いしたい。

（3）歯科口腔保健の推進に関する主な事業【PI 歯 3】

① 8020 運動・口腔保健推進事業

歯科疾患の予防及び小児や高齢者の口腔機能の維持を推進するための「歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業」では、令和 3 年度から「歯科疾患予防事業」と「食育推進等口腔機能維持向上事業」のそれぞれに

ついて基準額が設定できるように令和3年度予算案に計上しており、後者事業についても補助対象を市町村にも拡大する予定である。また、歯科口腔保健の地域間の格差解消等のための「歯科口腔保健推進体制強化事業」についても、支援する市町村の拡大に向けて令和3年度予算案に計上している。当該事業の詳細については、今後発出する要綱等により確認されたい。

各都道府県におかれては、市町村へ周知いただくとともに、市町村支援に引き続き努めていただき、当該事業も活用しつつ、更なる歯科口腔保健施策を推進いただきたい。

② 口腔保健に関する予防強化推進モデル事業

市町村や学校、歯科医療機関等が連携し、

- ・ う蝕対策コミュニティモデル
- ・ 歯周病対策コミュニティモデル

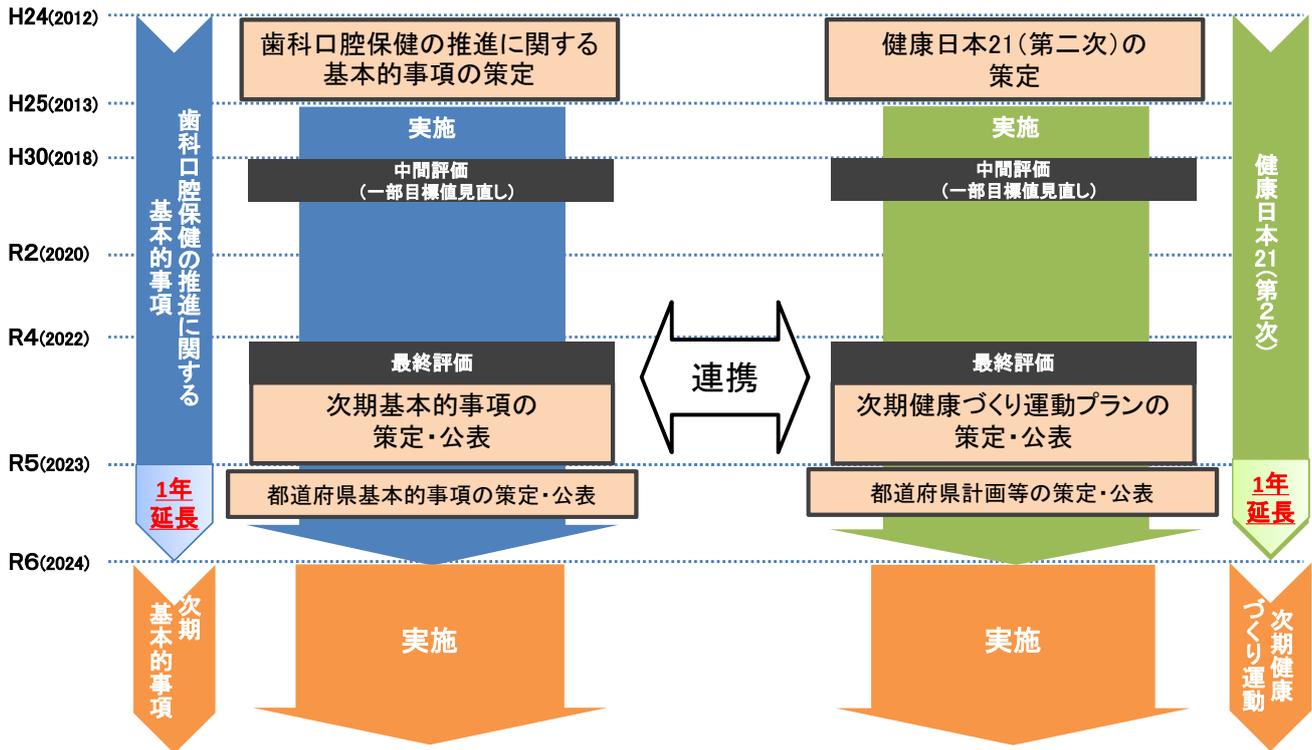
など、各コミュニティで抱える歯科の課題を踏まえた歯科疾患の予防施策の事業モデルの検討を行っているところである。本事業モデルを実施している自治体におかれては、引き続き御協力いただくとともに、新たな事業モデルの対象となる自治体にも御協力をお願いしたいと考えており、市町村への周知に御協力いただきたい。

(4) 歯科保健推進活動

国民に向けた歯科口腔保健の普及啓発のため、歯と口の健康週間（毎年6月4日～10日）や全国歯科保健大会（例年11月に開催）等を実施し、各地域における歯科保健事業の積極的な推進を図ることとしている。

また、都道府県、保健所設置市、特別区の歯科保健担当者を対象に、行政歯科保健担当者研修会を本年3月後半に開催予定である。開催日時を含めその詳細については追って連絡するため、積極的な参加をお願いしたい。

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」のスケジュールについて



歯科口腔保健・歯科保健医療の充実・強化

令和3年度予算案 1,266百万円
(1,180百万円)

【主な事業】

① 8020運動・口腔保健推進事業	730,981千円 (706,401千円)
<ul style="list-style-type: none"> ・8020運動推進特別事業：8020運動の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に揚げる事業を除く）に必要な財政支援を行う。 ・都道府県等口腔保健推進事業：地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、歯科疾患予防、歯科保健医療サービスの提供が困難な障害者・高齢者等への対応やそれを担う人材の育成等に対する支援を行う。また、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間報告書を踏まえ、地域間の格差解消等の観点から歯科口腔保健の推進体制の強化等の支援対象となる市町村を拡充するとともに、食育を推進する取組の支援について、保健所設置市以外の市町村にも対象を拡大する。 ・歯科口腔保健支援事業：地域でのシンポジウムの開催など、国民に対する歯科口腔保健の普及活動を推進する。 	
② 歯科疾患実態調査	86,311千円 (新規)
<ul style="list-style-type: none"> ・我が国の歯科保健状況を把握し、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」や「健康日本21（第二次）」等の基本計画の評価など、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的に実施する調査であり、令和3年調査では、地域間における健康格差を評価する観点から、対象地区を拡大して実施する。 	
③ 口腔保健に関する予防強化推進モデル事業	65,835千円 (65,835千円)
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての国民の口腔の健康維持・向上のため、各自治体において効果的・効率的に事業展開が可能で、効果的に国民に普及・定着させることができる歯科疾患の予防施策の事業モデルについて提案等を行い、予防を通じた健康づくりに必要な環境整備を行う。 	
④ 歯周病予防に関する実証事業	96,249千円 (96,249千円)
<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病予防対策を強化する観点から、令和2年度の成果等を踏まえつつ、どのような手法による取組が受診率の向上や歯周病予防のためのセルフケア等の定着等に効果的であるのか検証を行う。 	
⑤ 歯科医療提供体制推進等事業	15,073千円 (15,073千円)
<ul style="list-style-type: none"> ・「歯科保健医療ビジョン」や新型コロナウイルス感染症への対応等も踏まえた各地域での施策が実効的に進められるよう、好事例の収集・分析及び周知等を行う。 	
⑥ 歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業	72,392千円 (72,479千円)
<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健医療に関する各種データの情報収集を行い、それらの精査・分析等を行った上で、見える化を行うことにより、都道府県等における効果的・効率的な歯科保健医療施策の企画・立案を推進する。 	
⑦ ICTを活用した医科歯科連携の検証事業	31,057千円 (31,064千円)
<ul style="list-style-type: none"> ・歯科標榜のない病院や介護施設において、オンライン診療を活用した口腔機能管理等に関するモデル事業を実施し、効果的・効率的な歯科専門職の介入方法について検証する。また、地域の状況に応じたオンライン診療を実施し、適切な運用・活用方法等を検証する。 	

2. 歯科医療施策について

(1) 歯科保健医療提供体制について

近年、急速に少子高齢化が進む中で疾病構造や患者像が変化し、国民が求める歯科医療が大きく変化していることを踏まえ、高齢化の進展や歯科保健医療の需要の変化を踏まえた、これからの歯科保健医療の提供体制の目指すべき姿について、「歯科保健医療ビジョン」（平成 29 年 12 月）が取りまとめられた。

これに基づき、令和元年度から「歯科医療提供体制推進等事業」を実施し、各地域での歯科医療提供体制に関する好事例の収集・分析を実施している。令和元年度の報告書は昨年度事業実施者のウェブサイトに掲載している。各地域における歯科保健医療施策の推進に当たって、参考にされたい。

(https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/r01mhlw_shika2019.html)

また、令和 2 年度から、「歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業」において歯科保健医療データブックの作成を行っており、作成したデータブックは今後各都道府県に配布予定である。各都道府県における効果的・効率的な歯科保健医療施策の企画・立案に向けて、本データブックを活用いただきたい。

歯科医療提供体制の構築等に関して必要な事項については、令和 3 年 2 月から「歯科医療提供体制等に関する検討会」において検討を始めている。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大下においても、新型コロナウイルス感染患者の歯科的な応急処置への対応など、必要な歯科医療提供体制を維持することは重要である。このため、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえ今後を見据えた歯科医療提供体制の検討及び歯科保健医療の提供について（依頼）」（令和 2 年 6 月 19 日付け医政歯発 0619 第 1 号）において、各地域において都道府県歯科医師会等の関係者と協議の上御検討いただくよう依頼しているところ。現時点で、歯科的な応急処置が必要な患者を受け入れる医療機関を設定している都道府県は半数以下にとどまっていることから、まだ設定されていない地域においては、引き続き検討・協議をお願いする。

加えて、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、「歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和 2 年 4 月 24 日付け厚生労働省医政局歯科保健課ほか連名事務連絡）を示しており、電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧を厚生労働省のホームページで公表しているところ。引き続き各都道府県においては、関係団体とも適宜協力をしながら、管下で該当する医療機関を把握するとともに、厚生労働省にその結果を報告することをお願いする。

(2) 地域医療介護総合確保基金について

平成 26 年 6 月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能分化・連携に

必要な基盤整備、在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成に必要な事業を支援している。歯科保健医療に関する事業についても、在宅歯科医療の体制整備や歯科衛生士・歯科技工士の確保対策など、地域の実情に応じて実施されたい。

<事業例（歯科保健医療関係）>

- 病床の機能分化・連携
 - ・ 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進
- 在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進
 - ・ 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備
 - ・ 在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進など
- 医療従事者等の確保・養成
 - ・ 在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援
 - ・ 医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施 など

（３） 歯科医療機関における院内感染対策について

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえ今後を見据えた歯科医療提供体制の検討及び歯科保健医療の提供について（依頼）」（令和２年６月１９日付け医政歯発 0619 第１号）において、「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針（第２版）」を参考に、標準予防策を徹底すること等を留意点として示している。

院内感染対策の推進については、「歯科医療機関等に対する院内感染に関する取り組みの推進について（周知依頼）」（令和元年１１月２２日付け医政歯発 1122 第１号）を発出し、当該指針の周知を含め、院内感染対策の重要性や正しい知識の継続的な習得に努めていただくよう、改めて周知をお願いしたところである。管下歯科医療機関に対し、院内感染対策を徹底するよう、引き続き御指導をお願いしたい。

（４） 歯科技工所の届出等について

歯科技工所については、同法第 21 条の規定により、開設後 10 日以内に都道府県知事等に届け出ることとされており、これらに関して徹底をお願いしたい。「無届の歯科技工所における歯科技工の防止について（平成 29 年 9 月 7 日付け医政発 0907 第 7 号）」において、管内の歯科技工所を適切に管理するために、「開設の届出がなされた歯科技工所には管理番号を付与する」、「都道府県等のホームページ等に開設の届出がなされた歯科技工所の一覧を掲載する」等の具体的な方策も示しているので、参考にされたい。

（５） 災害時の歯科保健医療提供の体制整備について

災害時の避難生活の長期化に伴う生活環境の変化による口腔内環境の悪化は、栄養状態の悪化等、被災者の全身の健康に影響を与える可能性があることから、被災者に対する口腔の管理の重要性が認識されている。そのため、各地域においては、災害時における歯科保健医療体制の構築にも取

り組まれたい。

なお、平成 30 年度より、厚生労働省では、被災地域において歯科保健医療支援を行うチームを養成するため、人材育成の研修事業を補助事業（※災害歯科保健医療チーム養成支援事業。令和 2 年度補助先：公益社団法人日本歯科医師会）として実施している。災害時の歯科保健医療活動の理解を深め、連携を推進する観点から都道府県職員においても積極的な参加をお願いしたい。

看 護 課

1. 看護職員確保対策について

今後の一層の少子化や現役世代の人口減少を見据え、看護職員確保対策の推進は重要な課題と認識しているが、今般の新型コロナウイルス感染症に伴い、医療現場においても大きな影響を受け、全国的に看護職員の確保が最優先事項となっているところ。引き続き、新型コロナウイルス感染症対応における看護職員の確保・支援について、よろしく願います。

今般の新型コロナウイルス感染症対策において、潜在看護職員活用は人材確保の観点から非常に重要であり、復職支援を行っている都道府県ナースセンターに重要な役割を担っていただいているところ。

都道府県ナースセンターの潜在看護職員の活用については、1月末までに宿泊療養施設等に2,600人以上が就業しているので、2月3日にコロナ本部から発出している事務連絡「宿泊療養施設の更なる確保について」の事例等を参考にさらに積極的な活用に取り組んでいただくようお願いする。

また、日本看護系大学協議会に看護師免許を有する看護大学院生や教員に対し、医療機関等の支援について協力依頼を行っており、2月5日までに医療機関等へ延1,000人以上が支援しているので、実習受入先となっている医療機関等に対し、実習元の大学等への協力依頼についても検討するよう周知をお願いする。 【P 看2】

今後のワクチン接種に係る看護職員の確保については、2月5日に事務連絡「ワクチン接種に係る看護職員の確保について」を発出しているところ。4月1日からへき地における看護職員等の医療機関への労働者派遣が可能となることから、へき地にある新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種会場における看護職員等の確保にも労働者派遣を活用できることやへき地の対象とならない地域においても、都道府県ナースセンターを活用して潜在看護職員を直接雇用することも考えられるため、管内市町村等に周知し、併せて、都道府県ナースセンター等に求人の相談を行うなど、早急に準備を進めていただきたい。

看護職員の広域応援派遣については、昨年11月25日に発出している事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策における看護職員の確保に向けた取組について」により、日本看護協会において仕組みを整理しているが、都道府県と都道府県看護協会等との連携が必要不可欠であるため、引き続き、協力していただくとともに活用についても検討をお願いする。

新型コロナウイルス感染症対策における看護職員の確保・支援状況

【都道府県ナースセンターによる潜在看護職員の復職支援状況】（期間：令和2年4月6日～令和3年1月31日）

	求人数 ①	相談件数 (看護職)	求職者数	就業者数 ②	求人充足率 ②/①	就業先内訳
全国	4,557	12,185	5,429	2,674	58.7%	医療施設：104人 福祉・介護施設等：50人 保健所、PCR検査センター等：532人 コロナ宿泊療養施設：1,468人 コロナ対応コールセンター：520人

【看護系大学の看護教員・大学院生の医療機関等への支援状況】（期間：令和2年12月25日～令和3年2月5日）

支援大学数	支援延人数	施設種別ごとの支援先内訳						
		病院	診療所	他の 入所施設 (老健等)	訪問看護ST	その他 の施設 (保健所等)	宿泊 療養施設	コール センター
32	1,061	281	17	101	7	477	93	85

※ 人数等の数は、大学から報告があったもの

2. 特定行為に係る看護師の研修制度について

(1) 指定研修機関及び研修修了者の現状と制度の推進について

2025年に向けて、国民に適切な医療を提供するためには、特定行為研修修了者の活躍が期待されている。【P 看5】

特定行為研修を行う指定研修機関は、令和3年2月時点で46都道府県に272箇所が厚生労働大臣により指定されており、研修修了者は令和2年10月末時点で2,887人となっている。近年、新規の指定研修機関は増加し、領域別パッケージ研修が可能な施設も急激に増加しており、引き続き増加することが予測される。【P 看5-6】

令和2年12月に公表された、医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会での議論の整理においても、「特定行為研修を修了した看護師へのタスク・シフト/シェアの効果は非常に大きく、看護師がより高度かつ専門的な技能を身につけることが医師の労働時間短縮にも非常に大きな役割を果たす可能性があることを広く周知し、一層の特定行為研修の推進を進めなければならない」と言及されている。このため、特定行為研修を修了した看護師の確保を一層推進していく必要があり、指定研修機関の整備が重要であると考えている。

(2) 令和3年度予算案における主な特定行為研修制度関連事業について

厚生労働省では、指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費に対する支援等に必要経費等を補助している。令和3年度予算案でも令和2年度と同様に指定研修機関への支援のための予算を計上しているが、指定研修機関数の増加に伴い、運営経費の補助については、対象を研修開始4年目までの指定研修機関としており、4年目は補助率を半分としている。【P 看7-8】

一方、新規事業として指定研修機関の養力向上支援事業において、より多くの受講者に研修を実施する指定研修機関に対して、その取組を促進するための予算を計上している。【P 看7】

また、各研修機関で効果的な指導ができるよう、指導者育成等事業の中で指導者講習会の開催に必要な経費を計上しており、令和2年度は、指導者講習会を8団体に委託し、開催した。令和3年度も開催を予定しており、周知等について御支援をお願いしたい。【P 看8】

(3) 地域医療介護総合確保基金の活用等について

在宅医療等において質の高い医療を提供していくため、都道府県においても、地域の関係者とともに、特定行為研修を修了した看護師の確保等に係る課題・対

策等を検討し、特定行為研修を修了した看護師の確保・活用のための支援を行っていくことが重要であると考えている。

平成29年度の医療計画作成指針に、指定研修機関及び受講者の確保に係る計画の策定を行うようお示し、数値目標を立てているのは16都道府県にとどまっている一方で、約9割の都道府県で特定行為研修制度に係る計画を記載いただいた。また、令和2年度も特定行為に係る都道府県担当者会議を開催し、本制度の概要について情報提供を行った。令和3年度も引き続き、都道府県での制度推進に向けた施策の実施に資するよう、同様の会議の開催等の支援について検討しているため、是非御参加をお願いしたい。

また、都道府県において、特定行為研修制度の推進のために、地域医療介護総合確保基金を活用することが可能である。令和2年度は、地域医療介護総合確保基金を活用した事業として、40都道府県で受講料や代替職員雇用の費用を支援するなどの事業を計画されているが、指定研修機関に対する支援や、制度普及促進等に対して事業の実施、計画を行っている都道府県はまだまだ少ない現状がある。

【P 看9】

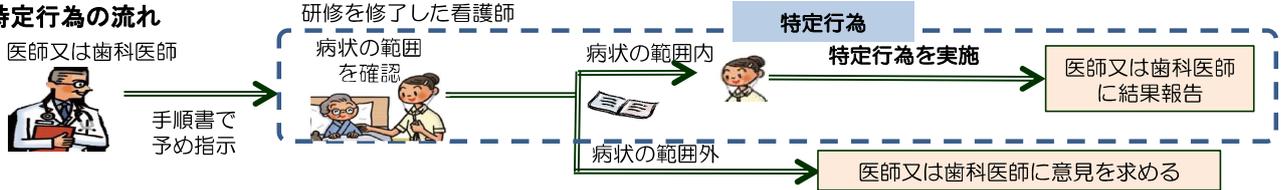
地域での特定行為研修制度の円滑な推進のため、引き続き、貴管内の教育機関や医療機関、関係団体等へ特定行為研修制度について周知いただくとともに、看護師が特定行為研修を地域で受講できるよう指定研修機関・協力施設の増加、既に研修を行っている施設での受け入れ定員増加といった研修体制の整備や、財政的な支援や関係機関との連携など、地域の実情に合わせ、具体的かつ計画的に取り組んでいただき、今後とも特定行為研修の推進に御協力をお願いしたい。

特定行為に係る看護師の研修制度の概要

1. 目的

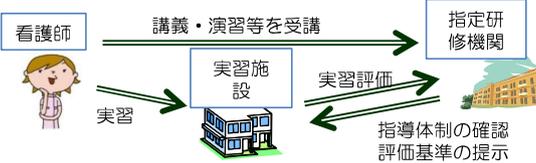
- 2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助を行う看護師を養成し、確保していく必要がある。
- このため、「地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」において、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設（平成27年10月）し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。
- さらに、平成31年4月の省令改正で、各科目の内容及び時間数を変更し、また在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域において、それぞれ実施頻度が高い特定行為をパッケージ化し研修することを可能としたことで、更なる制度の普及を図る。

2. 特定行為の流れ



3. 特定行為研修の実施体制等

- 厚生労働大臣が指定する指定研修機関において、協力施設と連携して研修を実施
- 研修は講義、演習又は実習によって実施
- 看護師が就労しながら研修を受けられるよう、
 - ① 講義・演習は、eラーニング等通信による学習を可能としている
 - ② 実習は、受講者の所属する医療機関等（協力施設）で受けることを可能としている



4. 研修の内容（平成31年4月～）

「共通科目」
全ての特定行為区分に共通するもの
の向上を図るための研修

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学（講義、演習）	30
臨床推論（講義、演習、実習）	45
フィジカルアセスメント（講義、演習、実習）	45
臨床薬理学（講義、演習）	45
疾病・臨床病態概論（講義、演習）	40
医療安全学、特定行為実践（講義、演習、実習）	45
合計	250

「区分別科目」
特定行為区分ごとに異なるもの
の向上を図るための研修

特定行為区分ごとに異なるもの
の向上を図るための研修

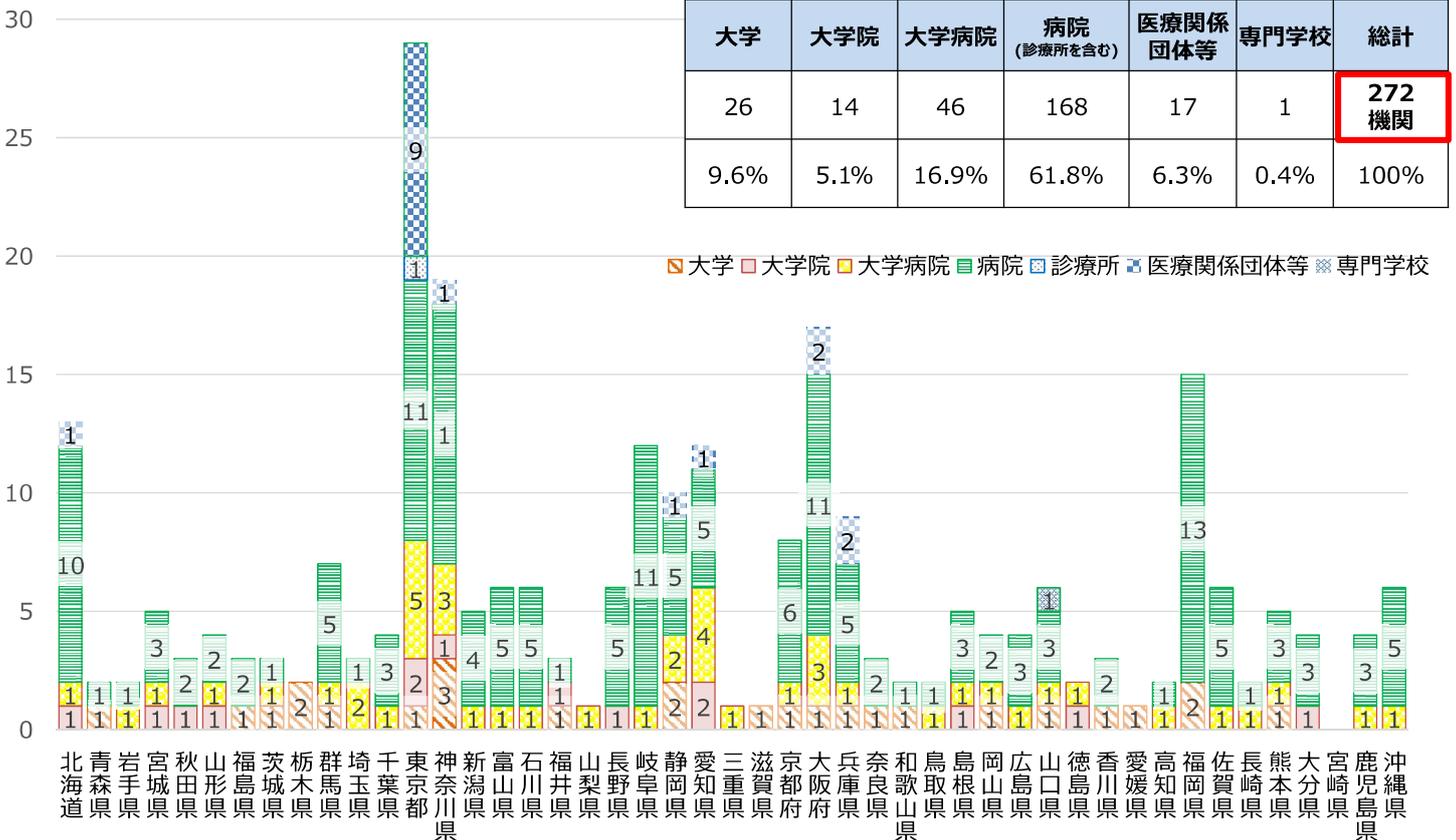
特定行為区分(例)	時間数
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	9
創傷管理関連	34
創部ドレーン管理関連	5
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	16
感染に係る薬剤投与関連	29

※全ての科目で、講義及び実習を行う。一部の科目については演習を行う。
※1区分ごとに受講可能。

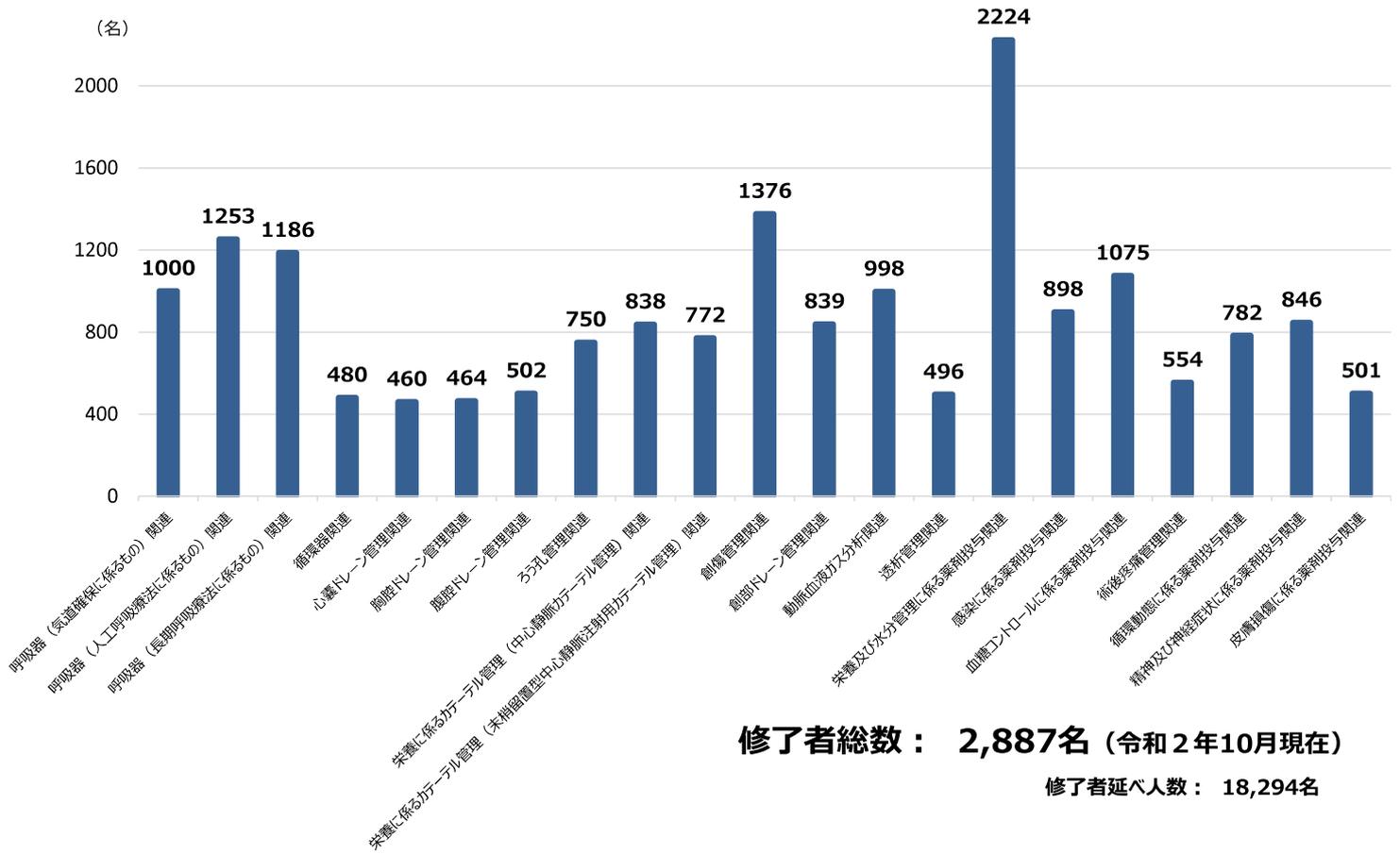
特定行為研修を行う指定研修機関等の状況

■都道府県別指定研修機関数(令和3年2月現在)

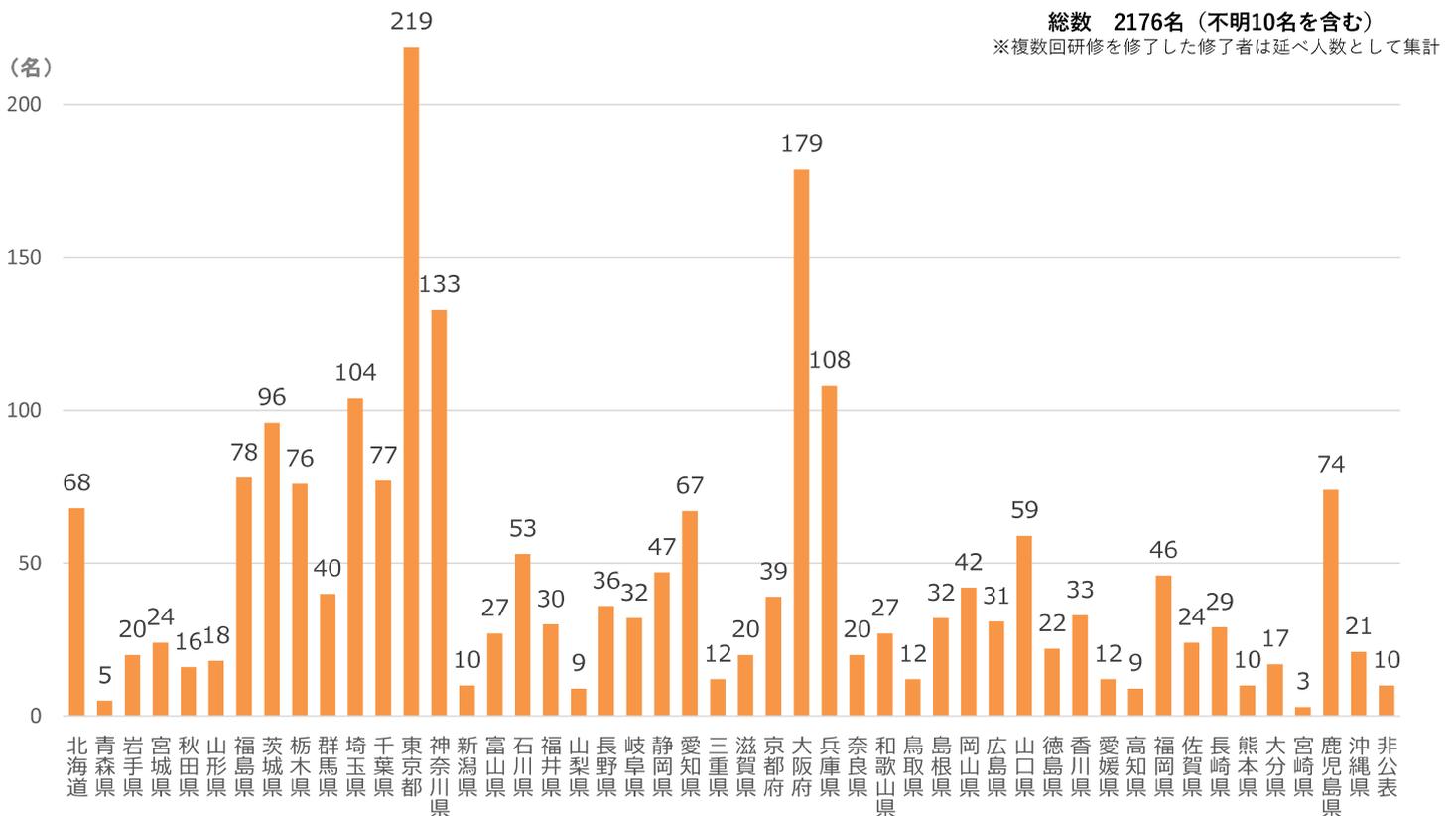
■施設の種類の指定研修機関数(令和3年2月現在)



特定行為研修を修了した看護師数（特定行為区分別）



都道府県別特定行為研修修了者就業状況



令和2年度厚生労働省委託事業「看護師の特定行為に係る研修機関拡充・支援事業」にて調査（2020年7月31日時点）

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

事業目的

令和3年度予算案 631,147千円（令和2年度予算額 591,523千円）

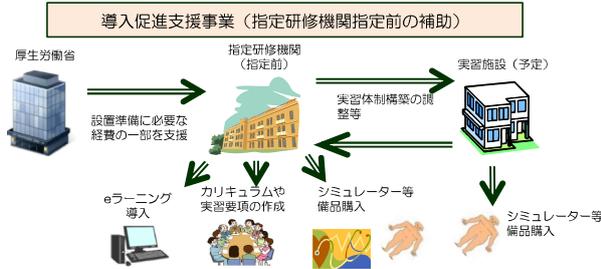
- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。（平成27年特定行為研修制度を創設）
- 特定行為研修修了者を効果的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
- 既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
- 質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

161,826千円（161,826千円）

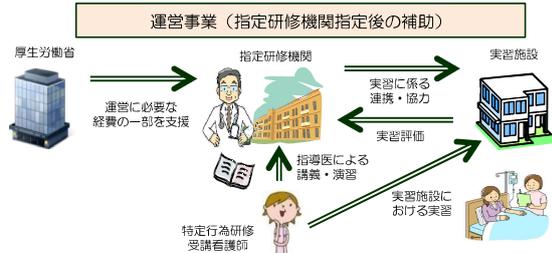
指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。【補助先：指定研修予定機関】



看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

418,018千円（418,012千円）

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。【補助先：指定研修機関】



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業

11,685千円（11,685千円）

医療機関の管理者や医師・看護師等を対象とした特定行為研修に関するシンポジウム等を開催する。看護師が特定行為研修受講に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報を収集し、ポータルサイトを設置・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

看護師の特定行為に係る研修機関の養成力向上支援事業【新規】

39,618千円（0千円）

効率的な研修体制の確保を図る指定研修機関に対し、特定行為研修を修了した看護師の計画的な確保を図るため、指定研修機関の効率的な運営に必要な、指導者にかかる経費や実習施設謝金、実習に係る消耗品費、指定研修機関等の連携に必要な会議等を開催する費用などの支援を行い、効率的な指定研修機関の運営についての検証を行う。【補助先：指定研修機関】

看護師の特定行為に係る研修機関の養成力向上支援事業【新規】

事業目的

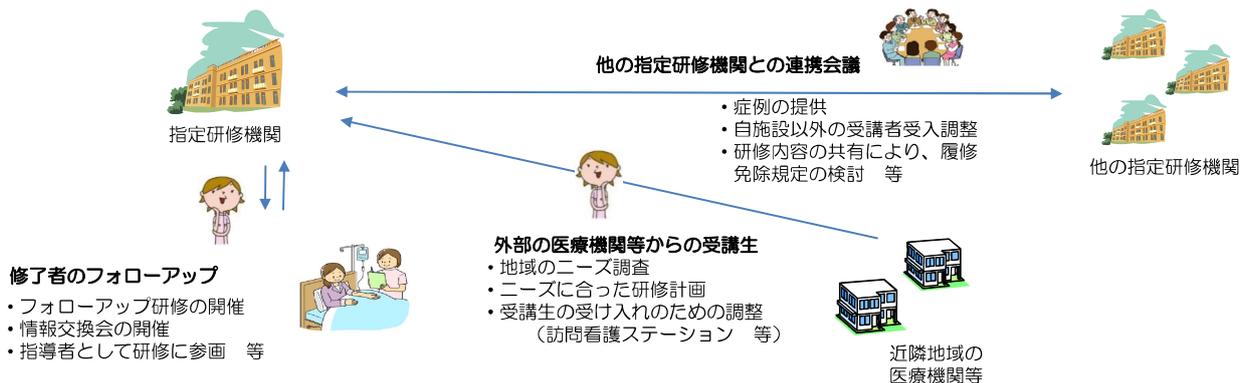
令和3年度予算案 39,618千円（令和2年度予算額 0千円）

- 2025年に向けて、看護師の特定行為に係る研修制度の更なる推進を図るためには、より多くの特定行為研修修了者を養成し、確保する必要がある。
- そのためには、新たな指定研修機関の確保に加え、特定行為研修修了者を養成する指定研修機関において、研修の継続的な実施、定員の増員など、より多くの修了者を養成するための効率的な指定研修機関の運営を促進する必要がある。
- また、働きながら受講することを希望する看護師の受講行動を促すため、所属施設が指定研修機関ではない場合にも、身近な指定研修機関において受講が可能な環境の整備等を進める必要がある。
- 各指定研修機関において様々な要因が影響すると考えられるが、より多くの機関で特定行為研修修了者をさらに養成することを促進するため、本事業において、より多くの受講者に研修を実施するために、どのような取り組みが効果的であるか検証する。

事業概要

特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成のため、近隣地域の医療機関等や受講者のニーズの把握のための費用、自施設以外からの受講者を受け入れるにあたって必要な調整のための事務費、実習症例の確保等を目的とした指定研修機関等との連携に必要な費用、修了者のフォローアップ研修や情報交換会などに係る費用等について支援を行い、指定研修機関の運営についての検証を行う。

【補助先：指定研修機関】



看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

令和3年度予算案 58,088千円（令和2年度予算額 58,088千円）

事業の目的

- 2025年に向けて、更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 特定行為研修の質を担保しつつ、研修を円滑かつ効率的に実施するためには、指導者や指導者リーダーの育成が重要である。このため、指定研修機関や実習施設における指導者を対象に、制度の内容や指導の方法等、手順書において看護師が行う病状の確認の範囲等について、理解促進を図り、効率的な指導ができる指導者や指導者リーダーの育成を図る。
- また、特定行為研修修了者や指定研修機関数の増加を図るため、現行の特定行為研修制度の実施方式や指定研修機関の負担、研修修了者の実態把握など、特定行為研修の実態や課題について継続的なデータ把握を含め、調査・分析等を行う。

指導者育成事業

特定行為研修における指導者（主に指定研修機関や実習施設における指導者）向けの研修を行い、特定行為研修の質の担保を図る。

○指導者育成

- ・目的：特定行為研修の質の担保を図るため、制度の趣旨・内容、手順書、指導方法等の理解を促進し、適切な指導ができる指導者を育成する
- ・概要：指導者（予定者含む）に対して、指導者講習会を実施
- ・委託先：公募により選定された団体
- ・備考：講習会の開催回数、各回の定員及び場所については参加者の利便性を考慮し設定

厚生労働省



公募により選定
指導者講習会の実施に必要な経費を支援

委託先団体

指定研修機関や実習施設における指導者向け講習会の企画、運営、参加者募集 など



○指導者リーダー育成

- ・目的：指導者講習会を企画・実施する者（リーダー）を育成する
- ・概要：指導者講習会を実施する事業者を対象に、研修会を実施
- ・委託先：公募により選定された団体

実態調査・分析等事業

◆調査・分析等の内容

- ① 研修修了者の現在の就業場所、所属、特定行為に関する業務時間・内容等の活動状況に関する実態把握調査等
- ② ①を踏まえ、研修修了者の活躍推進に向けた課題の抽出等に係る調査・分析、および研修修了者の活動実態が把握可能な指標等に関する調査・分析等
- ③ 指定研修機関及び協力施設（実習施設）における研修についての実態調査及び分析等
- ④ 特定行為研修制度に係る実態や課題を踏まえた改善策の検討に資する調査及び分析
- ⑤ 特定行為研修に係るデータセットの構築と活用修了者の活動の効果を測定するための医療の質に関するデータ（DPCデータ等の患者データ）や、医師の役割分担・労働時間等といった多面的なデータの大規模な収集・分析。さらに、得られたエビデンスデータを継続的に収集可能にするための方法と、データの活用方法を検討。
- ⑥ 調査結果の公表・周知 等

◆委託先：公募により選定された団体

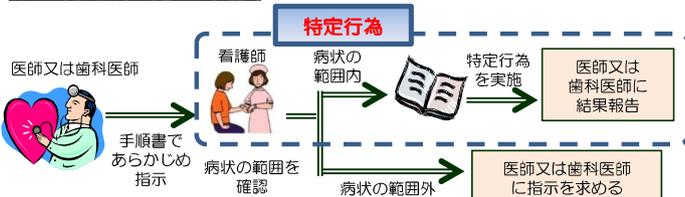
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

令和3年度予算案 6,328千円（令和2年度予算額 31,640千円）

事業目的

- 2025年に向けて更なる在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

（補助先）

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

（補助率）

1/2（国：1/2、指定研修機関等：1/2）

特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業の実施状況・計画について

速報版

(令和元年度実施状況・令和2年度計画)

看護職員の資質の向上に係る研修事業の実施状況及び事業計画の調査 (令和2年10月看護課調べ)

【目的】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業の取組状況や今後の計画について把握するとともに、本調査の集計結果を各都道府県等に情報提供することで、看護職員の研修及び特定行為に係る看護師の研修制度の一層の推進を図ることを目的とする。

【対象】 都道府県における看護職員を対象とした研修等の事業に係る令和元年度の実施状況及び令和2年度の事業計画。

※ 「看護教員養成講習会事業」、「看護教育継続研修事業」、「院内助産所・助産師外来助産師等研修事業」、「潜在看護職員等復職研修事業」は対象外。

【調査項目】 事業名、事業概要、財源、その他の関連する事項

【結果】 (特定行為に係る看護師の研修制度に関する事業についてのみ抜粋)

		令和元年度実施状況	令和2年度事業計画	
事業実施都道府県数		38都道府県	40都道府県	
実施事業数		66件	70件 (うち新規事業10件)	
実施財源	地域医療介護総合確保基金	64件 (37都道府県)	62件 (37都道府県)	
	地域医療介護総合確保基金以外	2件 (2県)	8件 (7都県)	
実施事業内容	受講者の所属施設に対する支援	30件	34件 (新規5)	
		受講料等の費用	青森県 ¹ 、岩手県 ² 、宮城県 ³ 、福島県 ² 、茨城県 ² 、栃木県 ³ 、新潟県 ² 、富山県 ³ 、石川県 ³ 、福井県 ³ ※ ¹ 、長野県 ³ 、岐阜県 ³ 、静岡県 ³ 、滋賀県 ³ 、奈良県 ³ 、和歌山県 ³ 、鳥取県 ³ 、島根県 ² 、広島県 ³ 、山口県 ² 、徳島県 ³ 、香川県 ² 、愛媛県 ² 、高知県、福岡県 ³ 、佐賀県 ² 、長崎県 ³ 、熊本県 ² 、宮崎県、沖縄県 ³	青森県 ¹ 、岩手県 ² 、宮城県 ³ 、山形県 ³ 、福島県 ² 、茨城県 ² 、栃木県 ³ 、東京都、新潟県 ² 、富山県 ³ 、石川県 ³ 、福井県 ³ ※ ¹ 、長野県 ³ 、岐阜県 ³ 、静岡県 ³ 、愛知県 ² 、三重県 ³ 、滋賀県 ³ 、奈良県 ³ 、和歌山県 ³ 、鳥取県 ³ 、島根県 ² 、岡山県、広島県 ³ 、山口県 ² 、徳島県 ³ 、香川県 ² 、愛媛県 ² 、高知県、佐賀県 ² 、長崎県 ³ 、熊本県 ² 、宮崎県、沖縄県 ³
	代替職員雇用の費用	12件	14件 (新規2)	
	指定研修機関に対する支援	研修体制整備等	1件 沖縄県 ³	1件 沖縄県 ³
		二・三・課題等調査	4件 山形県 ³ 、富山県 ³ 、岐阜県 ⁴ 、島根県 ⁴	3件 富山県、岐阜県、島根県
	研修制度の普及促進等	症例検討・実践報告・研修会	5件 滋賀県 ³ 、兵庫県 ³ 、島根県 ⁴ 、佐賀県 ² 、熊本県 ²	4件 茨城県 ² 、滋賀県 ¹ 、兵庫県 ³ 、島根県
		制度の説明・周知、受講支援制度の紹介	7件 北海道 ² 、山形県 ³ 、茨城県 ² 、石川県 ³ 、福井県 ³ 、三重県 ³ 、愛媛県 ²	8件 (新規2) 北海道 ² 、山形県 ³ 、石川県 ³ 、福井県 ³ 、静岡県 ³ 、愛媛県 ² 、佐賀県 ²
		指定研修機関の取組み、効果の紹介	5件 北海道 ² 、群馬県 ¹ 、島根県、佐賀県 ²	3件 群馬県 ¹ 、佐賀県 ²
	その他	その他 (協力施設への運営費の補助)	3件 静岡県 ³ 、長崎県 ³ 、沖縄県 ³	4件 (新規1) 埼玉県 ³ 、静岡県 ³ 、長崎県 ³ 、沖縄県 ³

〈都道府県に上付している数字は地域医療介護総合確保基金における区分を示す〉 1:地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業 2:居宅等における医療の提供に関する事業 3:医療従事者の確保に関する事業
 ※¹ 福井県は1事業で受講者の所属施設に対する支援として受講料等の費用と代替職員雇用の費用について実施している。

◆ 令和2年度事業計画例：鳥取県、沖縄県 抜粋

都道府県	事業名	事業概要
鳥取県	看護師の特定行為研修受講補助事業	特定行為研修に看護師を派遣する医療機関等に対して、受講に要する旅費、受講料、実習費を補助する。
沖縄県	認定看護師・特定行為研修支援事業	所属する医療関係職員を県外の特定行為研修指導者講習会に派遣し、修了させるために必要な旅費を補助する。

3. 保健師、助産師及び看護師の行政処分等について

(1) 行政処分対象事案の把握等

保健師、助産師及び看護師は、資質を向上し、医療及び公衆衛生の普及向上を図る役割を担うなか、国民の医療に対する信頼を損なうことのないよう、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第9条及び14条の規定に基づく免許の取消し及び業務の停止処分等の行政処分について、厳正に行うことが求められている。

行政処分対象事案の把握や処分対象者との調整、行政処分等に係る意見又は弁明の聴取については、かねてより御協力いただいているところであるが、都道府県によって、行政処分に係る対象事案の把握状況等に差が見受けられる。できる限りの状況把握に努めていただき、情報の提供をお願いする。また、業務上過失致死傷（医療過誤）や業務関連の犯罪（薬物濫用やわいせつ行為等の性犯罪）においては、判決文等の司法処分における情報のみならず、事件当時の背景や状況など処分に必要な情報が十分に得られるよう、引き続き御協力をお願いする。

また、保健師、助産師及び看護師の行政処分については、処分の結果を共有させていただいており、引き続き、都道府県においては、保健師、助産師及び看護師の被処分者が都道府県の准看護師免許を有していないかどうか、改めて御確認いただきたい。

さらに、再教育研修未修了者が所在不明となっている状況がある。再教育研修や行政処分の対象者の所在確認についても御協力をお願いする。

(2) 再教育研修における助言指導者の確保

行政処分を受けた保健師、助産師及び看護師に対しては、職業倫理及び一定の知識や技術を確認するとともに、患者に対し安全に医療サービスを提供するといった看護師等として果たすべき責務の自覚を促し、復帰後の業務の適正な実行に導くことによって国民の医療への信頼を確保することを目的として、保健師助産師看護師法第15条第2項に基づき、再教育研修を命じている。

再教育研修の一つである個別研修の実施に際しては、医療機関の看護管理者や卒業した学校養成所の専任教員等で、行政処分対象者への助言や指導を行う助言指導者を選任する必要があるが、助言指導者となり得る者の選出及び依頼が困難な状況にあり、個別研修が実施できない対象者がいる。都道府県においては本制度の趣旨を理

解いただき、個別研修対象者から助言指導者の相談があった場合には、貴管内の医療機関や看護師等学校養成所を紹介する等の御協力をお願いします。

4. 看護基礎教育及び保健師助産師看護師国家試験について

(1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則及び看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインの改正について

令和元年10月に公表した「看護基礎教育検討会報告書」の内容を踏まえ、令和2年10月に保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以降「指定規則」とする）の一部改正及び看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（以降「ガイドライン」とする）の内容を一部改正する通知を発出した。改正した指定規則及びガイドラインは、保健師、助産師、看護師3年課程、准看護師について令和4年4月入学生（看護師2年課程においては令和5年4月入学生）からの適用となる。

(2) 指定規則改正等に関する都道府県への依頼事項について

今回の指定規則改正は、平成27年に養成所の指定・監督権限が都道府県に移譲されてから初めてであること及び看護職の全養成課程が一斉に教育内容の見直しに伴う学則変更等を行うことから、各都道府県におかれては改正趣旨を十分に理解した上で管下の養成所に対する改正趣旨の周知に御協力いただくと共に、各養成所からのカリキュラム改正に係る相談や書類等の指導への対応に御尽力いただきたい。

また、変更申請書類の受付体制の強化等のために、早めに必要な準備に着手するようお願いする。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症に伴い、養成所においては、その対応のため指定規則改正に向けたカリキュラム編成、学則等の変更申請準備に時間がかかることも想定されるため、書類申請等のスケジュールについては、養成所の申請に関する準備の進捗状況等も考慮し進めていただくようお願いする。

加えて、実習施設の確保が困難な養成所に対しては、養成所と実習施設との情報共有の場を設けたり、実習施設のマッチングを行うなど、実習施設の適切な確保に向けた調整や支援に一層、お力添えいただきたい。

最後に、令和2年度第2次補正予算において「看護師養成所等における実習補完事業」については、各都道府県において御活用いただいているところであるが、さらに今般第3次補正予算において「医療提供体制確保のための看護師等養成所におけるICT等の整備事業」が創設されたところである。各養成所において、必要な支

援が受けられるよう、養成所への事業の周知等御協力いただくようお願いする。 【P 看 14】

(3) 保健師助産師看護師国家試験について

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験（以降「国家試験」とする）は、保健師助産師看護師法第 17 条に基づき、それぞれ、保健師、助産師又は看護師として必要な知識及び技能を評価するものであり、社会の変化や看護を取り巻く環境の変化に合わせて定期的に改善を行ってきている。

前述の指定規則改正等が行われるなどの状況の中、令和 2 年 11 月より、保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会（以降「改善部会」とする）を開催し、前回の改善部会における検討を踏まえて近年の保健師助産師看護師国家試験の評価を行い、国家試験における諸課題及び改善すべき事項について、検討を行っているところ。本改善部会では、国家試験出題基準の改善事項等についても検討しており、改訂された国家試験出題基準の適用時期等についても示す予定であるため、養成所への周知等に御協力いただくようお願いする。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う実習病院等負担軽減のための 看護師養成所等における実習補完事業

事業目的

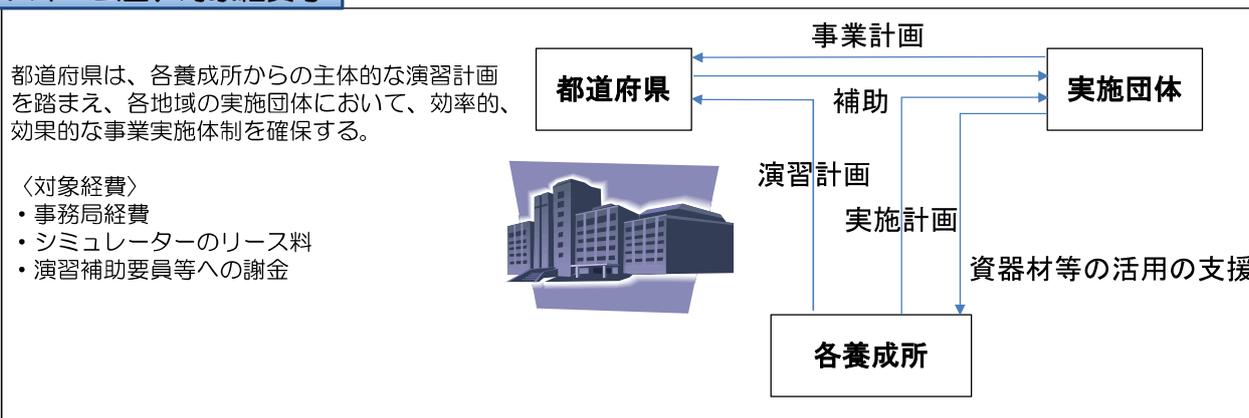
令和2年度第2次補正予算案 3, 5億円

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域における医療提供体制が逼迫する中、看護師養成所等の医療機関等での実習中止が相次いでおり、実習病院等の負担を軽減することで地域で医療提供体制を確保し医療崩壊を防ぐための支援が急務となっている。

事業概要

○ 医療機関等での臨地実習が中止している実情を踏まえ、これを学内演習に代えることにより、同等の知識と技能を修得するために必要な資器材等の支援を行う。

スキーム図、対象経費等



計上所管：厚生労働省

令和2年度3次補正予算額（案）：3.2億円

地域医療提供体制確保のための看護師等養成所におけるICT等の整備事業

事業目的

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、看護師等養成所においては、休校や医療機関での実習中止等を余儀なくされている。このような状況下においても、地域で医療提供体制を確保し医療崩壊を招かないため、養成所間で教育の差が生じることがないような教育体制の整備が急務である。また、今後、インフルエンザの流行シーズンの到来と新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されている中、一刻も早い遠隔授業も取り入れた教育体制の整備が必要となっている。さらに、「新たな生活様式」が求められる中、遠隔授業の導入とあわせて発生する膨大な教務事務の効率性を高めるための体制整備が必要である。

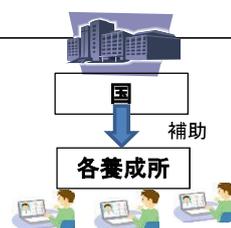
○ 一方で、看護師等養成所においては元来、対面授業を基本としていたことから、遠隔教育等のデジタル技術を活用した教育体制の整備が遅れている。また、医療現場における、ICTの発展に伴い、看護基礎教育においてもICTを活用するための基礎的能力を養うことが重要とされた（令和元年10月15日看護基礎教育検討会報告書）。これを踏まえ、令和2年度の保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正では、ICT活用のための基礎的能力等の強化に関する内容を充実するため、基礎分野の単位数を13単位から14単位としている。さらに、教育環境の整備として高等学校や大学等で、遠隔授業が取り入れられている実状を踏まえ、「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」において看護師等養成所において遠隔授業を実施するための体制を整備することとしている。

○ 教育体制の整備がされない状態が続くと、国家試験受験資格に必要な単位修得が難しくなり、毎年約6万人程度の新規看護職員の養成が確保されていた地域の医療提供体制へも影響を及ぼすことが想定される。地域の医療提供体制の整備のために、看護師等の養成を継続させることは喫緊の課題であり、休校や実習中止等の措置に対して、「新たな生活様式」を取り入れながら学習を継続させるためには、遠隔授業やICTを活用した学習支援体制の整備や充実が急務である。

事業概要等

各養成所は効果的なICT教育計画を作成し、都道府県の指導の下、各養成所において以下の内容を必要に応じて整備する。（1/2補助）

- ①看護師等養成所における遠隔授業指導システム導入費
- ②看護師等養成所が行う遠隔授業等を実施するために必要な設備整備費
 - ・遠隔授業実施に係るシステム・サーバー等の導入費



5. 経済連携協定 (EPA) に基づく外国人看護師候補者の受入れについて

(1) インドネシア、フィリピン、ベトナムの看護師候補者を、経済連携協定に基づく公的な枠組みで特例的に受け入れてきている。本制度は、労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携強化の観点から行っているものである。【P 看16】

(2) 例年、各国からの看護師候補者は5月から6月にかけて入国しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、各国における検疫措置・出入国制限等により入国時期が大幅に遅れている。

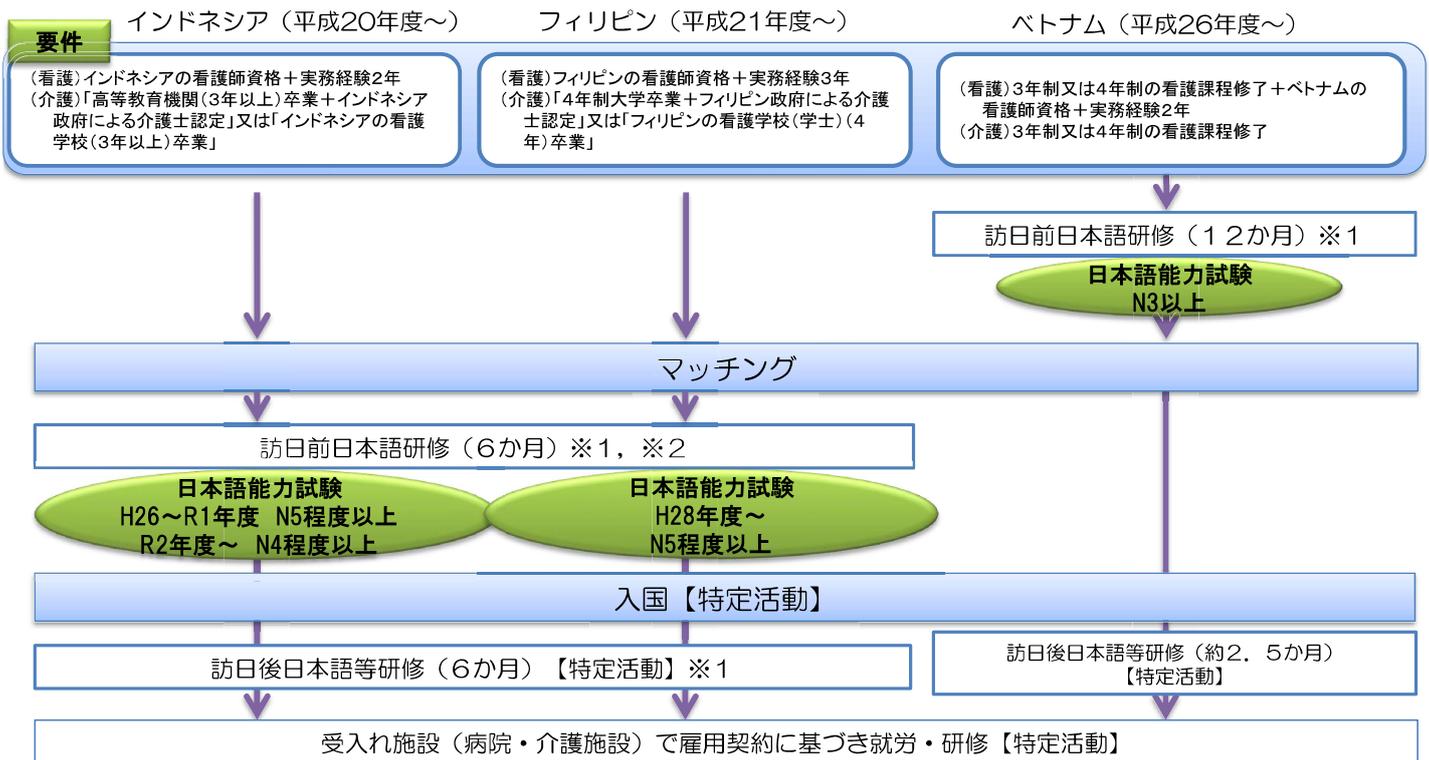
受入状況については、インドネシア共和国が令和2年12月に入国、フィリピン共和国は入国時期を調整中、ベトナム社会主義共和国は令和2年11月に入国した。

(3) 今年度は、入国時期及び受入施設での就労・開始時期が遅れたことで、各施設での支援体制および計画策定にも影響を及ぼしている。

受入れ施設をはじめ関係者の皆さまにおかれては、このような現状に御対応いただいているところであるが、引き続き各施設への御支援を賜りたい。【P 看16】

経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



注 【 】内は在留資格を示す。

注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。

また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。

注 フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

新型コロナウイルス感染症発生に伴う各国からの受入れ状況 (令和2年度の受入れ)

○インドネシア共和国

- ・例年より約6ヶ月遅れて入国(令和2年12月)
- ・訪日後研修修了予定時期(令和3年6月)
- ・受入れ施設での就労・研修開始予定時期(令和3年6月～)

○フィリピン共和国

- ・入国時期を調整中

○ベトナム社会主義共和国

- ・例年より約6ヶ月遅れて入国(令和2年11月)
- ・訪日後研修修了(令和3年1月)
- ・現在、受入れ施設での就労・研修中(令和3年1月～)

6. 令和3年度看護関係予算案について

(1) 令和3年度新規事業

- 新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業
大学や看護師等養成所において実施する令和2年度に看護師等養成所を卒業し、看護職員として就業している者を対象とした、就業先の新人看護職員研修では補えない領域や分野等の臨床現場での体験学習を主とする研修への支援を行う。【PI 看19】

(2) 医療提供体制推進事業費補助金における事業

- 看護職員就業相談員派遣面接相談事業
各都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員をハローワークへ派遣するとともに、ハローワークで実施している医療機関を対象とした事業所見学会や面接会へ同行させるなど、就労相談や求人医療機関、研修機関との連絡調整等を行う。【PI 看21】
- 助産師活用推進事業
都道府県において、関係団体や学識経験者等で構成した協議会を設置し、助産師出向の検討や助産師就業の偏在の実態把握、対象施設の選定・調整、運営等の事業の企画・実施・評価を行い、医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設の確保、助産実践能力の向上等を図る。
また、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握や、助産所と連携する医療機関を確保するための調整・支援等を行う。
さらに、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に対する支援を行う。
本事業の柔軟な活用について周知したく、配付資料に事業活用にかかる例示を行った。今後も、積極的に事業を活用いただき、地域における妊産婦の多様なニーズに応える助産師の活用を推進していただきたい。【PI 看21, 25】
- 外国人看護師候補者就労研修支援事業
経済連携協定等に基づき入国する外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受け入れが実施できるよう、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び、受け入れる施設の研修支援体制の充実を図る。【PI 看22】

(3) 医療提供体制施設整備交付金における事業

- 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業
保健師助産師看護師法に基づき特定行為研修を行う指定研修機関等において、研修の実施に必要なカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に対する支援を行い、指定研修機関の確保及び特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図る。【PI 看19】

(4) 地域医療介護総合確保基金における看護関係事業

看護関係の基金事業については、その多くが既存事業から移行したものであり、「医療従事者の確保に関する事業」として多くが実施されている。令和3年度についても引き続き、当該基金を活用の上、看護関係事業のより一層の充実をお願いしたい。【PI 看25】

(5) その他

○ 看護師養成所等における実習補完事業（医療施設等運営費補助金）

令和2年度2次補正予算事業であるが、令和3年度も実施を予定している。

医療機関等での臨地実習が中止している実情を踏まえ、看護師等養成所への学内演習の支援として、シミュレーターの貸し出しや演習補助要員の支援を行う。

【PI 看14】



令和3年度 看護関係予算の概要

(括弧書きは前年度予算額)

1. 看護職員の資質向上等

(1) 特定行為に係る看護師の研修制度の推進

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

一部新規

631百万円(592百万円)

「特定行為に係る看護師の研修制度」(平成27年10月1日施行)の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備や運営に必要な経費を支援するとともに、研修を指導する指導者育成のための支援等を行う。

また、効率的に修了者を養成するための研修方法等について、指定研修機関における取り組みを検証するために必要な費用を支援する。

看護師の特定行為に係る指導者育成等事業

58百万円(58百万円)

指定研修機関や協力施設において効果的な指導ができるよう、指導者や指導者リーダーの育成研修の実施等に対する支援を行う。

看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

医療提供体制施設整備交付金25億円の内数

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの施設整備やeラーニングを設置するための施設整備、研修受講者用の自習室の施設整備等に必要な経費に対する支援を行う。

(2) 看護職員の資質向上推進

ICTを活用した在宅看取りに関する研修事業

15百万円(22百万円)

在宅での看取りにおける医師による死亡診断に関わる手続の整備を図るため、「規制改革実施計画」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえた、医師による死亡診断等に必要な情報を報告する看護師を対象にした法医学等に関する研修の実施に対する支援を行う。さらに、サテライトでの研修受講環境を整えとともに、本研修の医師向けの研修等を実施するために必要な経費に対する支援を行う。

看護教員等養成支援事業(通信制教育)

8百万円(8百万円)

看護教員等の養成における通信制教育(eラーニング)の実施に対する支援を行う。

看護教員教務主任養成講習会事業

11百万円(11百万円)

看護師等養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門的知識・技術を修得させることを目的とした、講習会の実施に対する支援を行う。

新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒後フォローアップ研修事業

新規

26百万円(0百万円)

新型コロナウイルス感染症の影響により、基礎教育において、修了要件は満たしつつも、経験が不足している臨床現場での学びを補うとともに、リアリティショックを低減し早期離職を防止することを目的として、就業先の新人看護職員研修では補えない領域や分野等の臨床現場での体験学習を主とする研修を実施するための必要経費を支援する。

(3) 看護業務の効率化に向けた取組の推進

看護業務効率化先進事例収集・周知事業

27百万円(27百万円)

看護職がより専門性を発揮できる働き方の推進や生産性の向上、看護サービスの質の向上を図るため、看護業務の効率化に資する医療機関の取組を募集し、選考委員会を設置して先進的な取組を選定し、取組を周知するとともに、選定した先進的な取組を他施設が試行する際の必要経費について支援する。

〈参考 令和2年度3次補正事業〉

(1) 看護師等養成所におけるICT等の整備

看護師等養成所におけるICT等の整備事業

315百万円

新型コロナウイルス感染症の影響により、看護師等養成所において遠隔授業やICTを活用した教育体制整備が必要な実情を踏まえ、財政支援を行う。

2. 看護職員の確保対策等

(1) ナースセンターの機能強化等による復職支援等

中央ナースセンター事業 230百万円(230百万円)

看護職員確保対策の推進を図るため、都道府県ナースセンターの取組(無料の職業紹介や相談支援・復職研修など)に対する支援のほか、令和元年11月の看護職員需給分科会中間とりまとめにおいて、「新規養成」「定着促進」「復職支援」の3本柱とともに、「領域・地域別偏在の調整」も重要であることが明らかにされたことを踏まえ、地域に必要な看護職員確保推進事業等の地域・領域別偏在対策に必要な支援等を行う。

看護職員就業相談員派遣面接相談事業 医療提供体制推進事業費補助金239億円の内数

都道府県ナースセンターに勤務する就労支援相談員が、ハローワークと連携して実施する求職者の就労相談や求人医療機関との調整などに対する支援を行う。

(2) 看護職員確保対策の総合的推進

看護職員確保対策特別事業 44百万円(44百万円)

看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策の推進に資する取組に対する支援を行う。

助産師活用推進事業 医療提供体制推進事業費補助金239億円の内数

医療機関における助産師就業の偏在解消や実習施設確保、助産実践能力の向上等を図るため、助産師出向や助産師就業の偏在の実態把握、助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関を確保するための相談・調整等の実施に対する支援を行う。また、院内助産・助産師外来の普及や理解促進を目的とした講演・シンポジウム等の実施に対する支援を行う。

人生100年時代の看護職キャリア継続支援ツール作成事業 新規 20百万円(0百万円)

地域包括ケアシステムの推進や新型コロナウイルス感染症対応等における看護に対するニーズ拡大、出産等のライフイベントでキャリア中断が多い看護職自身の希望雇用形態の多様化を踏まえると、看護職に対する組織・領域横断的なキャリア形成を支援し、キャリアを可視化することが重要となっている。このため人生100年時代も見据えつつ、看護職の資格管理と連動させた就業継続支援を目的としたツール(ポートフォリオ等)を作成・活用することにより、就業場所の偏在是正や新興感染症に備えた人材活用等に向けた取組を推進する。

医療専門職支援人材確保・定着支援事業 10百万円(10百万円)

医師・看護師等の医療専門職から医師事務作業補助者や看護補助者等の医療専門職支援人材へのタスク・シフティングの推進を図るため、医療専門職支援人材の業務内容や魅力の紹介を行うとともに、定着支援に資する研修プログラムの開発や医療機関向けの研修等を行う。

3. 経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師受入

(1) 外国人看護師受入支援事業・外国人看護師候補者学習支援事業

外国人看護師受入支援事業 166百万円(166百万円)
62百万円(62百万円)
外国人看護師候補者の受入を円滑に進めるため、国内説明会の開催や看護分野の基礎研修の実施、看護専門家等による受入施設に対する巡回訪問の実施等に対する支援を行う。

外国人看護師候補者学習支援事業 104百万円(104百万円)
外国人看護師候補者に対し、看護専門分野を中心とした日本語習得研修の充実を図るため、eラーニングでの学習支援システムを構築・運用するとともに、候補者に対する定期的な集合研修の実施や受入施設の研修責任者等に対する研修計画の助言等に対する支援を行う。

(2) 外国人看護師候補者就労研修支援事業 医療提供体制推進事業費補助金239億円の内数

外国人看護師候補者が就労する上で必要となる日本語能力の向上を図るため、受入施設に対して、日本語講師を招聘するために必要な経費、研修指導者等経費や物件費に対する支援を行う。

4. 地域医療構想の達成に向けた取組の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）

85,077百万円（79,577百万円）

2025年を見据えた地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携等に関する取組を進めるとともに、感染症対応の観点も踏まえた医療提供体制構築の議論を推進するため、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

加えて、地域医療構想の実現に向け、地域の医療機関における病床機能の再編等に関する議論を進めていく中で、医療機関が再編に伴う財政的な課題に対応できるよう、新たに地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

また、医療従事者の確保に関する事業について、今後の新興・再興感染症の拡大期に備えた各都道府県の準備・検討状況も踏まえつつ、感染防止対策等に関連する研修実施に対応できるよう支援を行う。

さらに、勤務医の働き方改革の推進のため、勤務環境改善に取り組む医療機関に対し地域医療介護総合確保基金による一層の支援を行う。

(参考)【対象事業】

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う事業。

地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業

地域医療構想の実現に向け、地域の医療機関における病床機能の再編等に関する議論を進めていく中で、医療機関が再編に伴う財政的な課題に対応できるよう助成を行う事業（病床機能再編支援事業）。

居宅等における医療の提供に関する事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う事業。

医療従事者の確保に関する事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する事業。

勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う事業（勤務医の労働時間短縮の推進）。

(2) 地域医療介護総合確保基金における主な看護関係事業 (例)

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

院内助産所や助産師外来を設置する場合の施設・設備整備に対する支援

居宅等における医療の提供に関する事業

訪問看護の人材育成や人材確保を図るための研修の実施に対する支援

訪問看護推進協議会などの設置や会議開催に対する支援

医療従事者の確保に関する事業

看護師等養成所の運営や施設・設備の整備に対する支援

新人看護職員の資質向上や早期離職防止の観点からの研修の実施に対する支援

看護職員の資質向上のための研修の実施に対する支援

看護管理者に対する看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた研修の実施に対する支援

看護師宿舍の整備に対する支援

看護職員の就労環境改善 (多様な勤務形態の導入や職場風土の改善に関する研修の実施など) に対する支援

看護職員の勤務環境改善のための施設整備 (病院のナースステーションや仮眠室などの拡張・新設) に対する支援

看護職員をはじめとする医療従事者の離職防止や再就業を促進するための病院内保育所の運営や整備に対する支援

医療勤務環境改善支援センターの運営

地域医療介護総合確保基金で実施する主な看護関係事業（例）について

(1) 病床の機能分化・連携

妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産・助産師外来の施設・設備整備

院内助産や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。

(2) 在宅医療（歯科・薬局を含む）の推進

在宅医療推進協議会の設置・運営

県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による「在宅医療推進協議会」の設置。訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。

上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。

訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施

訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。

上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。

特定行為に係る看護師の研修制度の推進のための事業の実施

訪問看護における特定行為を実施した事例の収集、効果・課題等の検証に係る経費や、訪問看護ステーションに所属する看護師の特定行為研修の受講に係る経費など、地域における特定行為に係る看護師の研修制度の普及を推進するための経費に対する支援を行う。

(3) 医療従事者等の確保・養成

看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備

看護師等養成所における教育内容の向上を図るため、専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に対する支援を行う。

新人看護職員の質の向上を図るための研修の実施

看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止の観点から、新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対する支援を行う。

看護職員の負担軽減に資する看護補助者の活用も含めた看護管理者の研修の実施

看護管理者向けに看護管理者の活用も含めた看護サービス管理能力の向上のための研修を実施するための経費に対する支援を行う。

看護職員の就労環境改善のための体制整備

短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や総合相談窓口の設置、看護業務の効率化や職場風土改善の研修等を行うための経費に対する支援を行う。

各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（院内保育所整備・運営等）

計画的に勤務環境の改善を行う医療機関に対して、医療クラーク・看護補助者の配置などの医療従事者の働き方・休み方の改善に資する取組、専門アドバイザーによる助言指導、業務省力化・効率化など勤務環境改善に資するICTシステムの導入、院内保育所の整備・運営などの働きやすさ確保のための環境整備など、改善計画を進める医療機関の取組を支援する。

医療勤務環境改善支援センターの運営

医師・看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、PDCAサイクルを活用して勤務環境改善に向けた取組を行うための仕組みを活用して勤務環境改善に取り組む各医療機関に対して総合的・専門的な支援を行うために設置される「医療勤務環境改善支援センター」を都道府県が運営するための経費に対する支援を行う。

看護師等養成所の施設・設備整備

看護師等養成所の新築・増改築に係る施設整備や、開設に伴う初度設備整備、在宅看護自習室の新設に係る備品購入、修業年限の延長に必要な施設整備に対する支援を行う。

看護職員の資質の向上を図るための研修の実施

看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。

看護職員の定着促進のための宿舍整備

看護職員の離職防止対策の一環として、看護師宿舍の整備に対する支援を行う。

看護職員の勤務環境改善のための施設整備

病院のナースステーション、仮眠室、処置室、カンファレンスルーム等の拡張や新設により看護職員が働きやすい合理的な病棟づくりとするために必要な施設整備に対する支援を行う。

助産師活用推進事業

令和3年度予算額 83,850 千円 (令和2年度予算額 83,850 千円)

<助産師活用背景>

- 積極的な助産師活用の場として、院内助産、助産師外来、助産所等が挙げられ、医師との協働のもと、その専門性をさらに活用することで、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、妊婦の多様なニーズに応えることが期待される。
- 医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスクシフティング・タスクシェアリングの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要。

「助産師外来」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が医師と役割分担をし、妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うこと。

「院内助産」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制。
(※医療法における「助産所」には該当しない)

助産師出向の検討、計画立案、運営、評価等

- ・ 多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難

出向により、分娩経験等を得られ助産実践能力が向上

- 協議会等の設置 ○ 実践能力の高い助産師を育成
- ※既存の看護職員確保、助産師出向支援等の協議会でも可(都道府県看護協会、助産師会、都道府県医師会・産婦人科医会、都道府県行政担当者、学識経験者等)



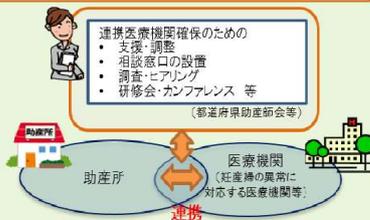
【具体的な例】

- ・ 助産所で勤務する助産師の病院・診療所でのハイリスク妊産婦の管理
- ・ 病院で勤務する助産師の助産所での妊産婦への支援の実施
- ・ 新生児蘇生の技術修練
- ・ 助産学生の実習施設確保のための調整
- ・ 助産師の偏在の実態把握の調査
- ・ 関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置

など

助産所と嘱託医療機関等の連携に係る支援

助産所において、嘱託医療機関等を円滑に確保できるよう支援



【具体的な例】

- ・ 助産所と医療機関の
- 連携状況のヒアリング
- 連携についての情報交換会
- 連携した産後ケアの実施にむけた支援・調整
- オープンシステム/セミオープンシステムの活用に向けた調整・調査
- ・ 関係団体や学識経験者等で構成した協議会の設置

など

院内助産・助産師外来の実際及び効果についての理解促進

院内助産・助産師外来を実施するためには、産科医師等の理解・協力が必要

産科医師等を対象に、院内助産等の実施までのプロセスや効果等についての理解促進を目的とした取組を実施

- 院内助産等の実施に関する講演・セミナー・シンポジウム等
- 院内助産・助産師外来ガイドライン改訂版(H30)の周知

【具体的な例】

- ・ 関係者の理解促進のための院内研修や勉強会の実施
- ・ 情報収集のための他施設の見学
- ・ 業務マニュアルの策定の支援
- ・ 院内助産・助産師外来の実施及び効果についての調査

など

7 . Nursing Now キャンペーンの延長について

Nursing Now キャンペーンは、ナイチンゲール生誕二百年であり、世界保健機関において、「看護師と助産師の国際年」と制定されていた 2020 年を実施期間として、看護職への関心を深め、地位を向上することを目的として、世界的に展開されている。

当初、Nursing Now キャンペーンは、2020 年末までの予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響から、我が国では 2021 年 6 月 末まで延長されることとなった。

これにより、Nursing Now キャンペーンと一部事業を共通で実施していた 2020 年度の「看護の日・看護週間」の記念事業と同様に、2021 年度の同事業についても、一部を共通で実施する予定である。

このため、広報等について御協力をお願いしたい。

また、各都道府県におかれても、看護の普及啓発に関する事業への積極的な取組をお願いしたい。